

みんなの健康と安全を守る!

～駅周辺路上喫煙ゼロ宣言～

4月
から

路上喫煙禁止地区を 拡大します

固環境動物室 ☎724・6189 ファク723・5581

市では、平成23年から「箕面駅前広場」「滝道」「箕面公園」「箕面大滝から大滝上駐車場までの歩道」を路上喫煙禁止地区に設定していますが、4月1日(水)からその範囲を拡大します。

これは、令和6年3月に北大阪急行線が延伸し、人の往来が大きく変化したことを受けて実施するもので、特に人が集まる阪急箕面・牧落・桜井駅、箕面萱野駅、箕面船場阪大前駅の駅前及びその周辺を新たに追加します(下記参照)。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

路上喫煙禁止地区での喫煙は違反行為に当たり、**罰則が科されます!**

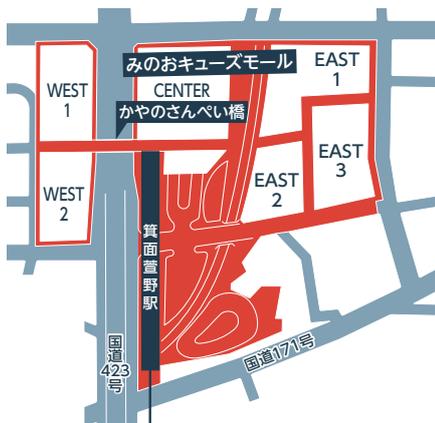
罰則

市職員から中止の指導を受けたにも関わらず、なお路上喫煙を行う場合は、1,000円の過料を徴収

4月1日(水)から、次の地区で路上喫煙を禁止!

赤色で示された区域が「路上喫煙禁止地区」です

箕面萱野駅周辺



箕面船場阪大前駅周辺



地図の詳細などについては、市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



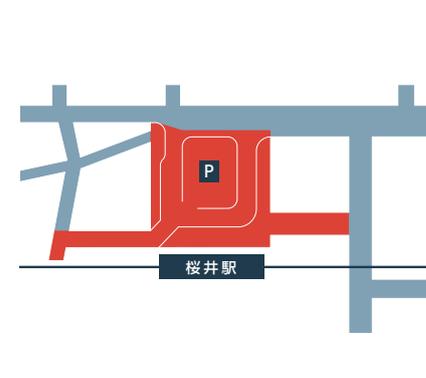
阪急箕面駅周辺



阪急牧落駅周辺



阪急桜井駅周辺



市民のみなさんへのお願い

- 路上喫煙禁止地区以外での喫煙についても、歩行中や自転車走行中は避け、周囲への配慮をお願いします。
- 吸い殻などのポイ捨ては「市まちの美化を推進する条例」により市内全域で禁止しています。違反すると10,000円の過料を徴収する場合があります。ポイ捨ては絶対にしないでください。